佐賀県議会告示第一号

佐賀県議会事務局規程 (昭和三十六年佐賀県議会告示第一号) の一部を次の

ように改正する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県議会議長 留 守 茂 幸

第七条の二の表中

	務	に関する事	週休の振替
	課長	務局長及び課長	事務局長、副事
の振替に関すること	課に所属する職員の週休日	ること	自己の週休日の振替に関す

を

る 指 定 は 時 間 り り り の 務 務関する事 場がの振替 課長局長及び課長事務局長、副事務 課長 ること 自己の ること 勤務代休時間の指定に関す 課に所属する職員の時間外 の振替に関すること課に所属する職員の週休日 週休日の振替に関す

に改める。

附 則

この告示は、 平成二十二年四月一日から施行する。